

報道発表資料  
令和7年12月5日  
担当：環境生活部スポーツ振興課 松本  
(公財)島根県スポーツ協会 近藤  
TEL : 0852-67-4111  
メール : sports-shinkou@pref.shimane.lg.jp

## 島根県立水泳プールにおける施設設備（水道子メーター）の不適切な管理 及び事務処理（下水道使用料金の過少支払い）について

### 1 概要

島根県立水泳プール（以下、「プール」という。）で使用する水については、上水道のほかに施設内のトイレで雨水を一部使用しており、下水排水量を適切に算出するために、水道子メーター3台（以下、「子メーター」という。）を設置しています。【別紙】

この度、当該子メーターについて、以下の2点の不適切な管理及び事務処理が発生していることが判明しました。

- (1) 法定有効期間（8年）を超えて使用（3台全て）
- (2) 3台のうち雨水使用量を計量する子メーター1台（No.1）がH29.2月頃から動作しておらず、これ以降、松江市上下水道局に雨水使用量は0m<sup>3</sup>として報告。これにより、雨水使用量が下水道使用料金に加算されず過少支払いが長期にわたり発生

### 2 経緯

平成14年10月頃	プール建設時に子メーター3台を県が設置
平成17年4月	指定管理制度の導入（プールの指定管理者：島根県スポーツ協会）
平成22年10月	法定有効期間経過後も交換すべき機器と認識せず継続して使用
平成29年2月頃	子メーター（No.1）が動作しなくなる 以降、スポーツ協会から松江市上下水道局へ使用量0m <sup>3</sup> で報告（料金加算されず）
令和元年8月	他県で期限切れメーターを使用していた事案が発生したことを受け、商工労働部による全庁調査があったが、調査対象として認識せず
令和6年3月	松江市上下水道局による現地調査で期限切れが判明し、スポーツ協会に対して交換の指示があったが、県への報告を怠った
令和7年9月24日	松江市上下水道局からスポーツ協会に対し、子メーターの取替えについて、改めて通知が届く
10月中旬	スポーツ協会職員が、子メーター（No.1）が長期間0m <sup>3</sup> であったことから流水経路や、子メーターによる料金算定の仕組みを調査したところ、雨水使用量が下水道使用料金に加算されていないことを認識
10月22日	スポーツ協会から県へ子メーター交換を相談 → 県からスポーツ協会に対し、見積徴取を依頼 (通常の修繕案件と認識)
令和7年11月26日	子メーター交換の見積もりをスポーツ協会から県へ提出し、交換を依頼 → 県が現場確認、ヒアリングを実施し、事案を認識

### 3 対応

- ・ 子メーター3台の交換を早急に実施します。
- ・ 松江市上下水道局へ不足分を支払う方向で調整しています。  
(額の算定は、松江市上下水道局と今後協議)

#### 4 再発防止策

##### 【島根県】

- ・ 子メーターの管理台帳を作成し、法定有効期間を適正に管理します。

##### 【島根県スポーツ協会】

- ・ 法定業務を再点検して、施設ごとのチェックリストを作り、定期的に複数人で業務の履行状況を確認します。
- ・ 点検時に、数値等何らかの異常があった場合には、速やかに県に報告をし、関係機関と情報を共有します。

## 【別紙】子メーター配置図

